

# (仮称) HABIKINO プレミアム付き商品券 取扱加盟店募集

地域と行政が一体となり、消費の喚起と商店の販売促進により、消費拡大と経済の活性化を図るため、消費者が(仮称) HABIKINO プレミアム付き商品券を使える加盟店を募集します。



## 商品券の概要

- ① 実施期間 7月初旬～12月下旬(予定)
- ② 販売総額 500,000,000円(1万円×5万冊)
- ③ 額面総額 600,000,000円(20%プレミアム加算)  
※1枚500円とし、一冊24枚綴りを5万冊  
※1冊1万円で、1万2千円分の商品券

**第1次** 4月20日(月)～5月20日(水)まで

※第1次で申し込まれると、折込チラシなどに加盟店として掲載予定

**第2次** 現在未定。決まりしだいお知らせします。

※第2次以後の場合、羽曳野市商工会ウェブサイトなどで加盟情報掲載予定

※第1次、第2次ともに加盟登録料は無料

**申込** 取扱加盟登録申込書などの必要書類を添えて申し込みください。(郵送可：締切日消印有効)  
(登録書類は商工会および市役所にあります。ウェブサイトでもダウンロード可)

申込

## 取扱加盟登録ができない商店など

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
- ②業務の内容について、特定の宗教・政治団体と関わるもの又は公序良俗に反する営業を行う者
- ③法人税(個人にあつては所得税)、消費税及び地方消費税、法人事業税(個人にあつては個人事業税)並びに法人市民税(個人にあつては市府民税)を滞納している者
- ④貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業
- ⑤民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしている者
- ⑥その他、本事業の目的に照らして、不相当と市長が判断する者

※詳しくはウェブサイトでご確認ください

## 取扱ができない商品など

- ・公租公課(税・保険料など)
- ・換金性があるもの(ビール券、図書券、切手、はがきなど)
- ・医療費、学習塾の月謝など
- ・土地購入、家屋購入、建物新增築など(高額商品等)
- ・公共料金等への支払い(電気代、ガス代、電話代など)
- ・事業活動に伴い使用する原材料、機器類や仕入れ品などへの支払い
- ・他のサービスで法的に税などの免除を受けているもの
- ・その他、市が消費喚起に馴染まないと判断したもの

## 申込・問合せ

### 羽曳野市商工会

〒583-0854 羽曳野市軽里1-1-1  
LIC はびきの1階 ☎958-2331

### 地域消費喚起推進プロジェクトチーム

〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1  
市役所本庁2階 ☎958-1111 内線(2730)